

富田林市地域防災計画

－南海トラフ地震防災対策推進計画－

令和 3 年度改訂

富田林市防災会議

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 章	第 1 推進計画の目的	1
第 1 章	第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第 1 章	第 3 消防団の活動	1
第 1 章	第 4 推進計画に定めのない事項	1
第 2 章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	2
第 2 章	第 1 南海トラフ地震臨時情報について	2
第 2 章	第 2 防災対応について	2
第 2 章	第 3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	3
第 3 章	関係者との連携協力の確保	5
第 3 章	第 1 資機材・人員等の配備手配	5
第 3 章	第 2 他防災関係機関に対する応援要請	6
第 3 章	第 3 帰宅困難者への対応	6
第 4 章	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	7
第 4 章	第 1 避難指示等の発令基準	7
第 4 章	第 2 避難対策等	7
第 4 章	第 3 消防機関等の活動	9
第 4 章	第 4 ライフライン、放送関係	9
第 4 章	第 5 交 通	11
第 4 章	第 6 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	12
第 4 章	第 7 迅速な救助	13
第 5 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	14
第 6 章	防災訓練計画	15
第 7 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	16
第 7 章	第 1 職員に対する教育	16
第 7 章	第 2 市民等に対する教育	16
第 7 章	第 3 児童・生徒等に対する教育	17
第 7 章	第 4 防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育	17
第 7 章	第 5 相談窓口の設置	17
第 8 章	避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	18
第 9 章	東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	19
第 9 章	第 1 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応	19
第 9 章	第 2 東海地震関連情報が発表された場合への対応	19

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震からの円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市域に係る地震防災に関し、防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、市民、民間事業者、地域団体等が処理すべき事務又は業務は、「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）I 総則 第1章 総則 第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第3 消防団の活動

消防団の活動等については、消防本部と密接な連携を図り、市災害対策本部の指揮の下、その活動を行う。

第4 推進計画に定めのない事項

この計画に定めのない事項については、「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）」の定めに基づき行う。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震による津波の危険性も考えられることから、地域住民等が海岸近くに立ち寄りないなどの注意喚起
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

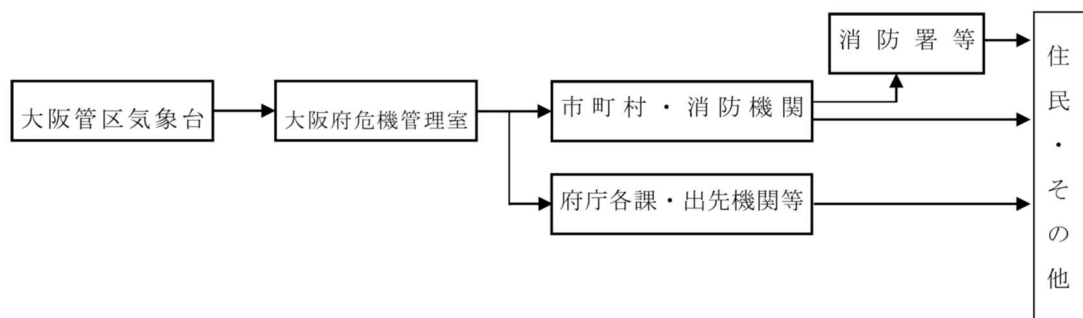
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 k m 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

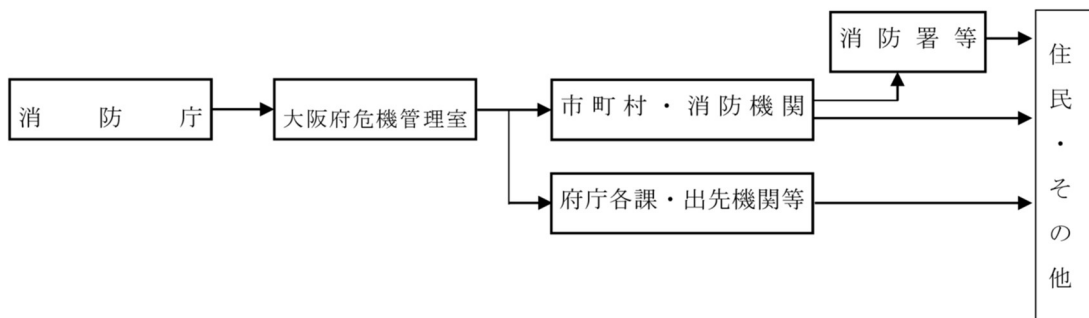
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材等（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成する。下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第3節 消火・救助・救急体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第4節 災害時医療体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第7節 緊急物資確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第9節 交通確保体制の整備」

(2) 市は、府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第7章 被災者の生活支援 第3節 災害救助法の適用」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第7章 被災者の生活支援 第4節 緊急物資の供給」

2 人員の配置等

市は、「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 組織動員」に基づき人員の配置等を行い、人員の配備状況を府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点

検、整備、配備等の準備を行う。

(2) 具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2 他防災関係機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は、「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）資料編」に示すとおりである。
- 2 市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。
- 3 市長は、必要があるときは、自衛隊の災害派遣要請を知事に要求する。下記を参照のこと。
 - ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 自衛隊の災害派遣」
- 4 市長は、必要があるときは、防災関係機関に広域応援等を要求する。下記を参照のこと。
 - ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 広域応援等の要請・受け入れ・支援」

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策などの検討を進める。下記を参照のこと。
 - ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第11節 帰宅困難者支援体制の整備」

第4章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難情報等の発令基準の考え方は、「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第4章 避難行動 第1節 避難誘導」のとおりである。

第2 避難対策等

1 指定避難所開設のための準備

市が、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等」

2 指定避難所開設にかかる計画

市は、指定避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うよう、あらかじめ計画を作成しておく。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等」

3 自主防災組織及び自衛消防組織が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難情報等が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、地域住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第7 人材の育成」

4 介護等を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第10節 要配慮者の安全確保」

- (2) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

5 外国人、出張者等への対応

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

その際には、消防団や自主防災組織等との連携に努めることや、避難誘導・支援等を行う者の安全確保を最優先とすること等に留意する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第10節 要配慮者の安全確保 第5 外国人に対する支援体制整備」

6 指定避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が、指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、下記のとおりである。

- ア 収容施設への収容
- イ 水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

- (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 府に対し府及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等」

7 避難等に関する意識啓発

市は、地域住民等が災害時に的確な避難等を行うことができるよう、避難等に関する意識啓発のための対策を実施する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第7 人材の育成」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第2章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚」

第3 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、災害からの円滑な避難の確保等のために、「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第3節 消火・救助・救急体制の整備」に基づき、必要な措置を講ずる。

第4 ライフライン、放送関係

1 上水道

市、府及び防災関係機関は、地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化 第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

2 下水道

市は、府と連携して、地域住民等の円滑な避難を確保するため、下水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第

1 節 都市防災機能の強化 第6 ライフライン災害予防対策」

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

3 電 力

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、災害からの円滑な避難を確保するため、電力供給のための体制の確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

4 ガ ス

大阪ガス株式会社は、災害からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

5 電気通信

西日本電信電話株式会社等、KDDI 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社が行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

6 放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者が行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第4節 災害広報」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

第5 交通

1 道路

市、府、道路管理者及び大阪府警察（富田林警察署）は、災害対応を迅速かつ的確に実施するため、交通規制等の内容をあらかじめ計画し周知する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動 3 交通施設管理者」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動 第1節 交通規制・緊急輸送活動」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動

2 鉄 道

- (1) 鉄道事業者は、災害対応を迅速かつ的確に実施するため、場合により運行を停止し、必要に応じて乗客の避難誘導を行う。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動 3 交通施設管理者」
- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅲ災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動 第2節 交通の維持復旧」

- (2) 鉄道事業者は、列車の乗客及び駅舎に滞在する者を避難誘導計画等に基づき、避難誘導する。

第6 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び整備、備品等の転倒・落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検・整備
- カ 非常用電源装置の整備、情報収集装置（無線、ラジオ等）の整備

- (2) 個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (1) 自家発電設備、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第7 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、施設等の整備を、計画的に実施し、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、整備は、富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」に基づく。

第6章 防災訓練計画

- 1 市は、防災関係機関と連携して、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、具体的かつ実践的な訓練を行う。また、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう留意する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第5 防災訓練の実施」

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画（令和元年度改訂）Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第7 人材の育成」

第1 職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、内容については、次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 2 地震に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する知識の普及に努める。

なお、普及活動は、地域の実態に応じて地域単位・事業所単位等で行うものとし、その内容は次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 2 地震に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法

- 5 防災関係機関等が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、ブロック塀等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 児童・生徒等に対する教育

市は、小中学校において地震に関するわかりやすい情報を提供するとともに、地震が発生した場合の実践的な教育を行う。

第4 防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育

市は、防災上重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立をめざす。

第5 相談窓口の設置

市は、府と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

第8章 避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

避難の対象地域ごとに実施すべき事業について、大阪府地震防災対策アクションプランとの整合を図り、避難行動要支援者支援の充実、社会福祉施設の避難体制の確保、自主防災組織の充実強化等の推進を図る。

第9章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

市は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れが生じた場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。

また、最初の地震で脆弱になった建築物等を可能な限り迅速に把握し、次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するなど、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう応急活動等に努める。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

市は、東海地震関連情報が発表された場合は、富田林市地域防災計画に基づいて対応する。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められるときは、警戒態勢を継続する。